

大保第 836 号
令和 4 年 1 月 25 日

保護者の皆様

大田原市長 津久井 富雄
(公印省略)

まん延防止等重点措置期間（令和 4 年 1 月 27 日～2 月 20 日まで）における
新型コロナウイルス感染症対策のための自主休園について

日頃より本市保育行政に、ご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症について、令和 4 年 1 月 27 日(木)～2 月 20 日(日)までの間、栃木県に対して「まん延防止等重点措置」が適用されることになりました。

また、市内でも未就学児を含めた急速な感染拡大が見受けられることから、さらなる感染予防や感染拡大防止のため、ご家庭での保育が可能な場合は、保育所等を自主休園していただくようお願いすることとしました。利用者の人数を減らし、お子さま同士の接触や室内等の密度を下げることにより、感染拡大の可能性を低くすることを目的としておりますので、ご協力をお願いいたします。

今回の市からの要請により自主休園する場合は、別紙「自主休園申出書」を事前に在園施設へご提出ください。自主休園をしていただいた場合の利用者負担額（保育料）や給食費についての取扱いについては、裏面をご確認ください。

保護者の皆様には、引き続きご家族全員による咳エチケット・手洗い・うがいを行っていただき、感染予防及び感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

記

1. 自主休園要請期間

令和 4 年 1 月 27 日（木）～令和 4 年 2 月 20 日（日）

※上記期間以外の自主休園は、市からの要請とはなりません。

※自主休園要請期間は、今後の状況により延長される可能性があります。

延長する場合は、改めてご連絡をさせていただきます。

2. 自主休園に係る手続き

自主休園に協力いただける場合は、「自主休園申出書」を在園施設に提出してください。

【裏面をご覧ください】

3. お子さまが3歳児～5歳児クラスの場合（認定こども園の満3歳児クラス含む）

幼児教育・保育の無償化により、保育料はかかりませんが、在園施設へ給食費を納めています。給食費については、在園施設からの案内をご確認ください。

4. お子さまが0歳児～2歳児クラスの場合

【大田原市内在住】

自主休園をしていただいた場合、日数に応じて保育料を減額（後日返還）いたします。

【大田原市外在住、市内施設利用者】

自主休園の協力要請は、大田原市長から利用保護者へ行ったものですが、保育料の減額及びその期間について住所地の自治体により決定されます。

本市において、保育料への対応はできかねますが、地域の感染拡大防止のため、ご協力いただきますようお願いいたします。

大田原市保健福祉部保育課保育係
電話：0287-23-8769